RITSUMEIKAN

RL Newsletter

立命館ロー・ニューズレター

Ritsumeikan University Law Newsletter

No. 92 February, 2022

CONTENTS

Ⅰ Farewell

退職を迎えて ― 10 年を顧みて　岸本雄次郎　2

立命館大学法科大学院の退職にさいし思うこと　高田　昭正　6

定年退職を迎えて　堀　雅晴　10

立命館大学での 24 年　松本　克美　14

Ⅱ Academic Activities

日本刑法学会第 99 回大会でのワークショップを終えて　山口　直也　18

2 年越しのオンライン日本私法学会・学会報告を終えて　竹濵　修　20

Ⅲ Presentation

IPSA 26th World Congress of Political Science での報告を終えて　柳　至　22

Ⅳ My Book

自著紹介　株主平等原則と株主権の動態　村田　敏一　24

Ⅴ Ceremony

2021 年度・第 16 回平井嘉一郎研究奨励賞授与式　品谷　篤哉　26

2021 年度・第 19 回天野和夫賞授与式　品谷　篤哉　27

Ⅵ Departure

岐路　佐竹　宏章　28

Ⅶ Study Group

研究会　30

Farewell

退職記念

退職を迎えて — 10 年を顧みて

岸本　雄次郎　*KISHIMOTO Yujiro*

2012 年 4 月に本学に赴任してからちょうど 10 年、還暦となり、2022 年 3 月で退職の運びとなりました。大学の法学部を卒業後はずっと銀行に勤務して参り、10 年前に初めて常勤教員となった次第です。大学教員としての経験は、銀行員時代に、他大で非常勤講師として 3 年間、本学で客員教授として 1 年間教壇に立ったことがあるだけでした。全くの素人教員であるにも拘らず教職員の皆様方には大変よくしていただき厚くお礼を申し上げます。

10 年前に本学に着任する際、「立命館ロー・ニューズレター」に新任の宿志として「いざ知命 下天のうちの 大返し」と書きましたが、如何せん僅か 10 年でございましたので、赴任後も何もできないまま退職を迎えることとなりました。ご勇退される先生方が「立命館ロー・ニューズレター」に書いておられるような学術・教務上の業績も皆無でございますれば、この執筆依頼も拝辞すべきであったと悔いるばかりです。

上述のとおり、何もできなかったのですが、私が専門とした学問領域は「信託法」でした。1922 年に公布され、2006 年に抜本的改正（正確には、新立法）を受けた同法は、「証券化・流動化促進法」とでも称されるべき極めて実務寄りの規定ぶりとなっています。たとえば、当初単独受託者が単独受益者を兼ねる信託も 1 年間に限っては認めています。しかし「信託法」の母法である英米法域においては、たとえば、アメリカ統一信託法典（Uniform Trust Act）はその SECTION 402 で、“A trust is created only if …… the same person is not the sole trustee and sole beneficiary.” と規定しており、当初単独受託者と単独受益者の兼任は 1 年間どころか 1 秒たりとも認めていません。わが国 2006 年法がかかる兼任を（1 年以内との制限つきながら）認めたのは、企業が有するその資産を自らに信託し、その受益権を証券化することにより資金調達が容易になるからだそうですが、英米法域からは「そんなものは信託ではない」との批判を受けましょう。もっとも、同法が施行された 2007 年に世界的金融危機（わが国では翌年から「リーマン・ショック」と呼ばれます）が発生したことにより、今世紀に入ってからそれまで隆盛を極めていた証

券化・流動化ビジネスがピタっと行われなくなったのは何という皮肉でしょう。同法は、生まれながらの益体なしとでも評せましょうか……。

私がビジネス法務に携わるようになったのは、銀行員時代に銀行監督当局との交渉窓口（所謂 MOF（モフたん）担）を任ぜられてからです。銀行法に基づき銀行に対する絶対的権限が付与されている監督当局は、普段の営業に関する監督は固より、許認可（商法上の事業譲渡すら許可が必要）や行政処分等（処分の程度・解除等）において強大な裁量権を有しています（銀行の役員等を解任することもできますし、行政庁であるにも拘らず実態的に管轄法令の解釈権をも有しています）。

MOF 担は、銀行業務に関する法令知識を（取引法のみならずコンプライアンス関連法令をも）有していることは固より、試合中のラガーがレフェリーとコミュニケーションを取りながらプレーするように、当局と適切なコミュニケーションをとりながらグッドリレーションを構築する能力が要求されます。お役人様との対話では（ストレートには話してくださらないので）行間を読む力が必要ですが、これは机上の勉強での習得は期待できません（参考書や問題集などは存しませんので）。畢竟、上司・先輩から徒弟制の中で伝授され、肌感覚として養っていくものです。

さて、いわゆる実業界からわが国最高学府の教育現場に身を転じた立場から、若干の感想を申し述べたく存じます。

本学学生は押し並べて高いポテンシャルを有しているのは間違いありません。しかし、それを活かそうとしない、勿体ない層が存するのも事実です。すなわち、やるべきことから目を背けて（厄介払い）、あとはうまくいくよう祈るだけ、その祈りが叶おうが叶うまいが関心･責任感が完全に欠如しているから、うまくいかなくて批判を受けても愚にもつかない言い訳を平然と申し立てるのです。かか

る層には次のような傾向があると感じております。

- 言われないとやらない（言われるまでやらない）
- 言われたらやるけど、一応やったと言える程度のことしかしない（やるとしても計画性がないから、進捗状況のマネージもできない —— 言われてもやらない者も決して少なくない）
- 言われたことしかしない
- 常に後でやろうと先送りして結局はやりそびれる（いつまでもペンディング事項を抱えていても危機感や痛痒を一切感じない）

怠惰に過ぎないにもかかわらず自らは効率的で優秀な人間だと誤信している学生は、やるべきこと、やっておくべきことをことごとく避け、何もしないということを選択することが最善の決断だと判断します。最終的に自分に何が残るかの損得勘定もできないかかる御仁たちが、大学を卒業したからとて指南書もない業務を遂行できるはずもありません。

本学の体育会に打ち込んでいる学生であれば格別ですが、学生生活で未だ精神を没入させた経験のない（ゼミの）学生には、ひいひい言いながらも最終的に達成感を得るような課題を課していることを申しますと、その「ひいひい」という表現に眉を顰められる先生も

卒業生寄せ書き

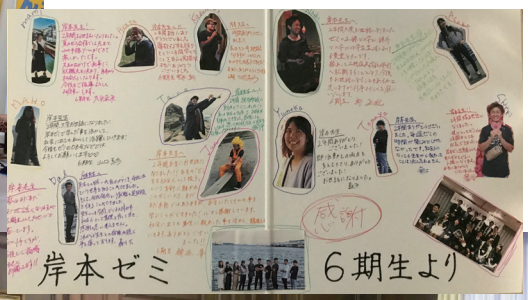

ゼミ夏合宿
上：国会議事堂 with 泉健太・現立憲民主党代表
右：三井本館（半沢直樹・本店＠日本橋）

退職記念講義に駆けつけた
現・旧ゼミ生たちと

いらっしゃいました。また、ゼミ生に「信頼関係を崩壊させる言動をとってはならない」と教導していることを申しますと、「信頼関係などという言葉を学生に使うとパワハラになる」とのご忠告を頂戴したこともございました。上司や取引先、監督官庁から「信頼関係云々」と言われたら、「パワハラだ」と騒ぎ立てる、生産性の極めて高い有能な人傑が出来上がるのでありましょう。畏れ入ったと申しますか、魂消たと申しますか……実社会で活躍できる人財を大学で育てることは、いまや私ごときには到底達することのできない至難なのだと感じ入った次第です。担当していたゼミが2014年度から今般の疫病禍蔓延前まで毎年企画していた三井住友銀行・人事部長の講演会の後の懇親会で、同部長が「社会人としての基本は大学で叩き込んでおいて欲しい。各企業の新人研修は、大学がしておいてくれなかった『学生気分の払拭』を高コストでやっているに過ぎない」と仰せでしたが、かつてのナンバースクールで行われていた人材育成は望むべくもないということでありましょう。

かかる難しい風潮の中でも、本学が研究・教育面でますます発展されますことを強く願っております。10年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

（きしもと　ゆうじろう・信託法）

Farewell

退職記念

立命館大学法科大学院の退職にさいし思うこと

高田　昭正　*TAKADA Akimasa*

１　改めていうまでもないが、法科大学院は、法曹養成に特化した実践的教育を行う高度専門教育機関として、２００４年に創設された。私も、前任校の大阪市立大学において法科大学院（法学研究科法曹養成専攻）創設の当初から刑事訴訟法等の科目を担当し、２０１２年には立命館大学法科大学院（法務研究科）に奉職して、今年度、ようやく退職することとなった。

法科大学院の創設当初、大学教員が法曹養成教育の一翼を担うことについて、私自身はある高揚感をもっていた。刑事弁護を専門に――少なくとも、主要分野として主体的に――担う弁護士を層として育成するプロセスに、大学研究者の立場から関与できることに大きな意義とやり甲斐を感じたからであった。今回、執筆の機会を与えられて、法科大学院教育に対するそのような当初の思いと、約１７年を経た現在の思いについて、書いてみたいと思う。

２　最初に思い出されるのは、法科大学院制度がどうあるべきか、構想する一助とするため、２００２年に、前任校の同僚たちとカナダ・トロント大学、アメリカ・ワシントン＆リー大学のロースクールを調査したことである。当地の調査で感銘を受けたのは、１つは、臨床法学（リーガル・クリニック）教育のためロースクール内に法律事務所を設置し、教授や事務所専任の弁護士らが監督・指導して、現実の事件を学生に担当させていることであった。「これから裁判所に行きます」と言った学生の少し上気した表情が印象的だった。もう１つは、ロースクールが発刊するローレビューの編集・執筆は学生たちが中心に担っており、判例研究だけでなく歴史的・理論的な研究なども自らの力で行っていることであった。編集委員の学生たちは、強い目的意識をもち、理論と実践の両分野で自らの力を伸ばそうとしていた。一緒に調査した大阪市立大学の同僚が、後で、目的意識を持てなかった自分の院生時代と比べ何という違いだ、と嘆息していた。

ただ、もちろん、そういう学生たちがすべてではなかった。トロント大学ロースクールで階段教室の講義を参観したとき、内容に関心がない学生たちなのか、机の上のノートパソコンでソリティアをしている者もいた。

３　トロント大学でもワシントン＆リー大学でも同様だが、英米法のカナダやアメリカのロースクールの教育内容は、司法試験のための受験対策とはまったく無関係に行われる。

多数の判例を素材にした大部の教材を事前に読み込ませ、授業で理解を深めさせるというものであった。教員自身の考え、理論体系から判例を批判的に検討していくため、アカデミックに過ぎるという不満も一部にはあった。ソリティアをする学生たちも、そういう不満を抱いていたのかもしれない。

ちなみに、アメリカの場合、ロースクール修了から司法試験受験までの３ヶ月ほどで、司法試験予備校なども利用しながら、集中的な受験勉強が行われる。プレス発表によれば、２０１９年のニューヨーク州司法試験では、同年７月の第１期試験の受験者総数（外国人受験者を含む）が１０、０７１名で、合格者数は６、５３６人であった。合格率は６５％になる。なお、アメリカ法曹協会（ＡＢＡ）認証のロースクール修了生に限れば、初受験者で８７％、再受験者を含めても７７％が合格している。

そのように、３ヶ月の集中的な受験勉強で多くのロースクール修了生が司法試験に合格する実状からも、アメリカの司法試験は資格試験と捉えてよいものであった。だからこそ、修学期間が３年間のロースクール自体は、臨床法学教育とともに、アカデミックな法学教育、法学研究の機関としても機能できているといえるだろう。

４　わが国の法科大学院は、アメリカのロースクール制度をモデルにしたとされる。その具体的な証左の１つが、２００３年の法科大学院全国適性試験の導入であった。ちなみに、アメリカでは総合大学であっても法学部がなく、ロースクール受験者は、外国人などの一部の例外を除き、すべて法学未修者

上：院生時代のドイツ留学中、フライブルクのゲーテ・インスティトゥートの中庭でクラスメイトと撮った集合写真（2 列目の左から 2 番目が私。1977 年 5 月）

左：ドイツ留学のおりにクラスメイトだった岡村信孝さん（集合写真の一番右端。富山大学名誉教授）が、2 人でロンドン旅行中にテムズ川で撮って下さった写真（同年 7 月）

である。そのため、ＬＳＡＴ（Law School Admission Test）が実施されており、このＬＳＡＴをモデルにわが国でも全国適性試験が導入された。その受験が法科大学院入学試験の申請要件にもなる。適性試験制度は、法学未修者をこそ受け入れようとする法科大学院制度の目的の現れであった。

また、当初は、大学法学部に組織上の基礎をもたない、いわばアメリカ型の「独立法科大学院」の設置も認められていた。たとえば、第二東京弁護士会と学校法人佐藤栄学園が提携して、独立大学院の大宮法科大学院が２００４年に開学している。

しかし、法科大学院制度がいま大きく変わろうとしていることは否定できない。上述の全国適性試験は、２０１８年に不実施が決定され、実質的に廃止された。また、唯一の独立大学院であった大宮法科大学院も、２０１１年に桐蔭横浜大学法科大学院に統合されるかたちで、廃校となった。さらに、文科省の中央教育審議会は、２０１８年、法科大学院と法学部との連携強化を決定した。具体的には、法学部に対し「法曹コース（仮称）」の設置を奨励し、法学部と法科大学院が連携して体系的・一貫的な教育課程を編成するというものであった。やはり、アメリカ型ロースクールから決別して、法学部と法科大学院の一体性を強める ── 言い換えれば、法科大学院の独立性を弱める ── 基本的な方向性というものが明らかにされたのである。

このように、いま法科大学院制度は、アメリカのロースクール制度をモデルにした当初の目的ないし構想から明確に決別し、新たな目的と構想の下で、自ら「脱皮」して変貌を

立命館法学退職記念号オーラルヒストリー
インタビューにて　聞き手渕野貴生法務研究科教授と

遂げなければならない時期となっている。

５　私自身の法科大学院における日々の教育は、当初は、刑事司法の分野における臨床法学的教育を行うことを目指しながら、結局は、もっぱら判例の ── 規範と事例への適用の ── 検討を行い、ときに受験技術を伝えるものになっていた。毎回のレポートに添削をし、試験問題に詳細な解説を加えたりした。「多くの内容を教えすぎる」という不満もあったため、内容を絞り込む方法としてパワーポイントを使う授業を ── 退職年度での初めての試みだったが ── 行ったりした。

理論的な法学教育を担うべき法学部が前置されていること、司法試験の受験資格付与が法科大学院の重要な機能であること、なにより、わが国の司法試験は、法科大学院修了者の合格率が３割前後（２０２０年で２８％、２０２１年で３１％）にすぎず、法学の高度な理論的基礎がなければ合格しない試験であることなどから、法学未修者で３年間、既修者で２年間の法科大学院教育はどうしても受験技術の習得を目的としたものに傾きがちである。院生たちも、そのような教育内容を求めているだろう。私自身も、院生たちの希望にこたえることを「免罪符」にして、結果として、受験対策となるような教育にいそしんできた。

６　そのような日々の教育の中で、私自身が当初目指していた課題を達成できたのか──。そう振り返るとき、忸怩たる思いが拭えない。私は、個人の尊厳や主体性、基本的人権というような普遍的で絶対的な法的価値を自らのものとし、ときには権力に抗してでも、それらを擁護できるような法曹が、刑事司法の分野で層として存在することを望んできた。法科大学院教育においても、そのような法曹が層として存在する重要性を、そして、その層に加わっていこうと努力することの意義を、院生たちに正しく伝えたいと願ってきた。しかし、その課題は不十分にしか達成できなかったことを、いま強く反省する。課題とすべきこと、反省すべきことは、それだけではない。

刑事司法の実践において理論というものが果たす意義や役割を正しく伝えることができていたか。司法の現状を批判的に検討でき、必要な改革を提言できるような力を院生たちに持たせることができたか。日々の受験勉強に追われ、判例や実務の現状に無批判に、無主体的に追随しようとする気持ちばかり院生たちに持たせてこなかったか。法曹となり、また法曹であることによって、社会における新たな自分自身というものを発見、獲得できるのだということを院生たちに理解させることができたか。他者に対する共感というものを抱く能力をもってこそ、法曹として、依頼人を本当に援助でき、被告人も納得させられるのであって、そのような法曹をこそ院生たちは目指すべきなのだと実感させられたか──。

７　しかし、退職する私は、このような教育課題を未達成のままにしておくほかない。変わろうとする立命館大学法科大学院の教育の中で、それらの課題が、さまざまな方法で、自覚的に、達成されてほしいと願うばかりである。

思いつくまま勝手なことを書き連ねてしまった。最後に、このような私に、１０年間という貴重な法科大学院教育の機会を与えて下さった立命館大学法科大学院の先生方と事務部の方々、そして、講義や演習を受講してくれた院生たちにも、心よりお礼を申し上げたいと思う。ありがとうございました。

（たかだ　あきまさ・刑事訴訟法）

Farewell

退職記念

定年退職を迎えて

堀　雅晴　*HORI Masaharu*

1994年4月に着任してから早や28年間が過ぎようとしています。立命館法学2021年5･6号に掲載される「オーラルヒストリー」のなかで研究についていろいろと話させていただいております。ここではほとんど触れられなかった教育活動について、強く印象に残っている主担当科目の「現代日本政治論」と、科目立ち上げにかかわった「公共政策実習」について書き留めさせていただきます。

現代日本政治論（1994年から現在）

94カリキュラム改革（5コース制）で生まれた、政治行政コースのなかに「現代日本政治論」を新設されるということで、担当者にどうかと声をかけていただきました。この科目はその当時まだ他大学ではおかれておらず、政治学のなかで時事問題として紹介される程度の認知度でした。赤澤史朗さんからは、1回生後期で担当されていた戦後日本政治史では1980年代初め、大平政権まで教えておくのでといわれました。そこで当科目は2回生前期でしたので、当時、全13回分の前半は中曽根政権以降の10数年間を政治史風に教え、後半は研究していたなかから日本政治の基本問題を取り上げればいいと考え準備を始めておりました。

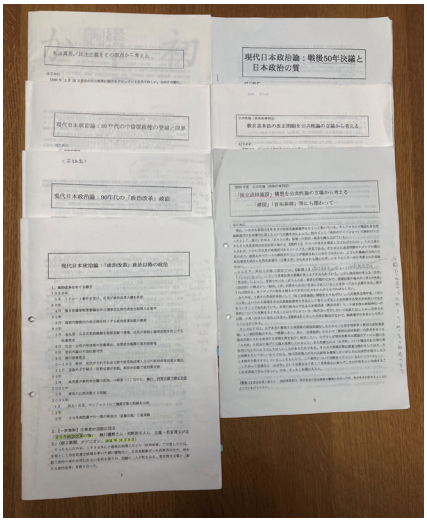

現代日本政治論配布教材冊子

ところがご承知の通り1993年8月に非自民の細川政権が発足し、94年1月に土井議長のあっせんでいわゆる政治改革法案が成立し、中選挙区制度が小選挙区比例代表並立制へと大きく変更される事態となりました。そのため言論界が多いに活況を呈する事態となりました。授業では第八次選挙制度審議会の

答申や1993年政権交代の経緯等を紹介しつつ、6月に出版されたばかりの渡辺治『政治改革と憲法改正:中曽根康弘から小沢一郎へ』（青木書店）を使いながら講義をした覚えがございます。一生懸命にやったのですが準備不足のために、うまく行かずに迷惑をかけてしまいました。黒板が見えないとか、話が聞こえないとかで、大変に疲れたことを覚えています。なぜなら初年度の受講生が1123人となったからです。

もうひとつ書いておきたいことは、当科目ではリアルタイムに時事問題も取り上げて、受講生の問題意識を高めることに努めてきました。多数の受講生と意見が対立した事案もいくつかありました。そのひとつが米軍のイラク戦争（2003年3月20日～5月1日）についての賛否を問うた年度です。講義ではOxfamやアムネスティなど国際NGOの情報を基にすでに厳しい経済制裁が続き病苦と貧困に苦しむイラク民衆が多数うまれており、常任理事国のフランスも反対にまわるなか、フセイン大統領への軍事的制裁に踏み切った米国政府とそれに追随する小泉政権の不正義を説明しました。しかし国内の主要メディアが戦争を支持するなか、新聞社説等の批判的検討も行ってみましたが、多勢に無勢でした。アンケートを取ったのですが、私に賛同してくれた受講生はたった一割でした。当時、自分の講義の無力さを思い知らされました。ちなみにこの問題を引き続き取り上げ受講生に問っていました。３年たつと、米国での「イラク戦争は誤り」報道あたりで、賛同者が多数となりました。

この経験はその後の同種のテーマの取り上げにおいて、教訓を与えてくれました。それはその時代の政権が流布する見解をメディアが無責任に順応的に報道しているため、受講生はそれを「当然の話！（フセイン大統領は大量破壊兵器をすぐにでも使ってくる）」として受け取らざるをえない。講義では、そうした情報環境を踏まえて、受講生に情報収集の方法を知らせ、さまざまな見解を提供しつつ分析する手法を提示することに重点を置くことにしていきました。

オーラルヒストリーインタビュアーの法学部小堀眞裕教授（右）・柳至准教授（左）と

公共政策実習（1998 ～ 2007）

前年に法務実習がスタートしていたので、それを準備された吉田美喜夫さんからノウハウを伺い、事前講義・実習内容と実習時間・事後講義（実習報告会を含む）を詰めていきました。私が担当した 10 年間（外留を除く）で 500 名の履修生を生み出しました。もちろん科目担当者だけでできる仕事ではないので、学部事務室で担当者を決めていただき、その方といっしょに楽しくやらせていただきました。

公共政策の場合の大変さは、まず実習生を受け入れてくれる地方自治体や社会団体を見つけることです。そして見つかったら、先方に受け入れ担当者を決めていただき、その方に実習内容をいっしょに検討させていただき、実際の実習指導から日々の実習報告・評価書に記載していただくことまで責任を持っていただくことでした。幸い調査研究等で仕事をしていた京都農業会議や京都生協くらしと協同の研究所にすぐに引き受けていただきました。地方自治体では地元の京都市北区役所や京都市消防局、仕事をしたことがある精華町役場、宇治高校の校長さんのご紹介で宇治市役所、そして八幡市役所にも引き受けていただきました。府外では吉田さんのお力添えで岐阜県多治見市役所にもお願いする事ができました（履修学生による開拓型も設け、広島県御調町公立みつぎ総合病院や東京都千代田区・北海道ニセコ町などにも）。

もうひとつの大変さは、どこの実習先でも受け入れ経験がない時代に、責任をもって受け入れ担当者を引き受けていただいた方たちの大きな期待とご苦労に応えなければなら

会計検査院提出資料（左）と実習レポート報告集

退職記念講義でゼミ生たちと

ず、そしてなにより履修生に充実した実習をしていただくために、どうしたらいいのか大いに悩みました。そこで島根県自治研修所での講師経験を活かし、事前講義では人事院初任者研修テキストや政策課題研究のテキストを使って概略を講義しました。「成果レポート」の指導では私家版「学術論文の考え方・書き方」（執筆要項付き）を作成して、実習先にお礼とともに送付する「報告書」作成で困らないようにしました。実習機関は教育機関ではないので、実習生が主体的に行動することを要求されます。そのため単なる「視察報告（体験談）」では済まなくなるわけです。受け入れ担当者を招いての実習報告会では実習内容を順にプレゼンするので、どうしても「成果レポート」の内容が重なるわけにはいかないのです。いずれにしろ先方が翌年も実習を引き受けていただけるかどうかは、「成果レポート」の出来にかかっているとおもって楽しく一生懸命にやっておりました。

以上をもちまして、自分の研究力量を大変に向上させてもらった教育活動の思い出を終わらせていただきます。

（ほり　まさはる・政治学）

Farewell

退職記念

立命館大学での 24 年

松本　克美　*MATSUMOTO Katsumi*

はじめに

2022 年 3 月 31 日をもちまして定年退職いたします。それまで 10 年間在籍していました横浜にある神奈川大学短期大学部法学科から 1998 年 4 月に立命館大学法学部教授として移籍しました。移籍した年に生まれた末の娘は、本学の国際関係学部を卒業して現在社会人 1 年目です。24 年間あっという間に過ぎた感じです。さて、この 24 年間を立命館大学の校風、教育、研究に分けて振り返ってみたいと思います。

校風

立命館大学法学部に移籍するということが決まり、周囲から言われたことで一番多かったのが「なんであの忙しい大学に移るの？」ということでした。それまで 10 年間在籍していた神奈川大学は、全体としてわりとのんびりとした大学でした。しかも、私が所属していた神奈川大学短期大学部法学科は夜間に開校される入学定員 40 人、専任教員 7 人という小規模のところで、教員同士や学生との距離間も非常に近くアットホームなほんわかとした雰囲気でした。全学の教職員のテニスサークルもあり、土日になると校内のコートで練習したり、夏休みには 5 泊 6 日くらいで山中湖畔のテニス練習場に合宿に行き、朝から晩まで毎日テニスと宴会に明け暮れたりもしていました。その頃は若かったので、ゼミの学生たち（半分は横浜市役所や神奈川県庁、神奈川県警などの社会人）と行きつけのカラオケスナックで、土曜日などは朝までコンパをしていたことも度々でした。月に 1、2 回の教授会の後には必ず専任教員 7 名で近くの居酒屋で宴会をしていました。

立命館大学法学部に実際に赴任してみて、確かに、会議の数は多くて時間もかかり、忙しさという点でいえば、それまでの数倍忙しくなった感じでした。しかも想像していたのと異なり、法学部の教授会の後に皆で飲みに行くというようなことはまるでなく、その点、拍子抜けしました。多分、あまりに忙しいので、会議の後に飲みに行くなどという気力がないのかなと思いました。ただ、忙しいという点について苦痛を感じたことは余りありません。会議が多いのも、非常に教育熱心な大学で、また「全学協」や「業協」など、学内民主主義が徹底していて時間をかけて討論することによるものだと理解し、むしろ忙しさは充実感につながりました。

教育

赴任する前から、次年度の法学部のゼミの志望学生との交流を図るために10月に「園遊会」が開かれるので、それに参加するよう連絡をいただきました。「園遊会」は天皇が開くものと思っていましたので、立命館大学はそれに対抗して「園遊会」を行っているのかなと感心しました。実際に参加してみると、ホテルでの立食パーティーの形式で、ゼミ志望の学生が希望するゼミの教員と親しく懇談をして、ゼミの方針や内容を詳しく聞くことができる機会で、非常に良い制度と思いました。

今でも印象的なのは、私のゼミ「民法を自己決定権から考える」について、ひとりの女子学生が私のところに来て、「ぜひぜひ先生のゼミに入りたいので、よろしくお願いします」と言って、なぜこのゼミに入りたいのかという理由を、立板に水を流すごとく滔々と語り始めたことです。前任校ではそのような積極的な学生はあまりいませんでしたので、刺激的な体験でした。彼女は翌年、私のゼミで初代幹事長を務めてもらうことになるのですが、現在は、立命館中学校・高校で英語の専任教員として活躍しています。

当初は社会人学生がほとんどの夜間の二部の授業でゼミも担当していました。何年かしてそれまでの昼夜のゼミ生が集まる合同ゼミ同窓会を催したのですが、そこで、出会った学年の違うＯＢ、ＯＧの間に恋が芽生え、めでたく結婚し、今に至るというようなこともありました。

法学部では最初は通常のゼミを担当していましたが、法科大学院を設置することが決まると、私は全学の法科大学院設置準備委員会の副事務局長をおおせつかり、また法学部では法科大学院進学希望者のための特殊なゼミが設けられることになり、2002年度以降は、そのための民法の答練的なゼミ（プログラム演習。後に特修民法に改編）を担当するよう

退職記念講義にて
上：法科大学院の教え子たちと
左：法学部・法科大学院教員を代表して当日司会の中山布紗教授から花束の贈り物が

になりました。このゼミからはたくさんのゼミ生が学内外の法科大学院に進学し、法曹として活躍しています。ゼミでは毎回私が事前に課した民法の設例問題の解答を提出させ、採点をして返却していたのですが、毎回A^{+}評価をとる男子学生がいたことが印象的です。彼は立命館大学法科大学院の入試も非常に良い成績で入学し、授業料免除の奨学金を得て、無償で法科大学院を修了した上に、1回で新司法試験に見事合格し、地元の札幌に帰って弁護士として活躍しています。立命館慶祥高校出身なので、後輩たちに法曹の進路について話す機会もあるようです。

通常のゼミでは何回か夏合宿でソウルに行き、元従軍慰安婦の方たちが共同で暮らす「ナヌムの家」も訪れました。プログラム演習の時代には、城崎温泉で夏合宿を行い、1日目、2日目は昼は勉強ばかり、夜はコンパに花火、3日目には城崎マリンランドへ行き羽を伸ばしました。構内でアジ釣りをして、釣りたてをフライにしてもらって食べたことなど良い思い出です。

2019年度、2020年度は10数年ぶりに法学部で通常のゼミを担当させていただきました。テーマは「民法と心理」に設定しましたが、定員いっぱいの受講生が集まり、充実したゼミができました。2020年度はコロナのために春学期はzoom、秋学期からようやく対面授業となりました。卒業研究では最後のゼミ生の中から学生論集に掲載される優秀論文も出て、有終の美を飾ることができました。

研究

一般に「忙しくて研究できない」という愚痴（？）を良く聞きますが、私の場合は、時間的に余裕のあった神奈川大学時代よりも、立命館赴任後の忙しくなった時期の方が研究は進展しました。何よりも同僚の先生方が、学内業務の忙しい中でたくさんの業績を出し、研究の第一線で活躍されている姿を目の当たりに見て、大変な刺激になりました。また忙しいからこそ、自分で時間を工夫して研究時間を確保することの大切さも学びました。さらに、私の場合、損害賠償請求権の消滅時効、戦後補償問題、建築瑕疵責任、児童期の性的虐待被害やセクシュアル・ハラスメント被害に対する損害賠償責任の追求など、実際の訴訟でも争われることが多い論点を研究していることもあり、原告側訴訟代理人や弁護団から意見書の執筆を依頼されたり、学者証人として法廷に出廷する機会も多かったという点も、いやがおうにも自分の見解をまとめなければならない状況に置かれ、私の研究を進める大きな契機となりました。

また学内の学部横断的な研究プロジェクトであるR-GIROで法と心理に関するプロジェクトに2期8年間近く関わらせていただき、専門を超えて他学部の先生たちや若い研究員の方と共同研究やドイツ、韓国、アメリカなどの調査に行けたことも大きな財産です。このプロジェクトは月2回の定例会を実施し、毎回、近くの居酒屋などで研究談義をしました。

特にありがたかったのは、大学をあげて、研究についての様々な行き届いた支援をいただいたことです。学外研究の制度を利用してドイツのフンボルト大学（旧ベルリン大学）には、2回（1回は1年、2回目は2ヶ月）客員研究員として赴任させていただきましたし、ソウル大学法学専門大学院（ロースクール）にも一月お世話になりました。またリサーチオフィスのきめ細かい支援をいただいて、立命館大学に赴任して私が代表者となった科研費の基盤研究Cや新学術領域も合計

６件採択されました。立命館大学や法学会からいただいた出版助成金で、博士号取得論文となった単著『時効と正義』やその続編『続・時効と正義』も出版させていただきました(いずれも日本評論社)。さらに設立時から事務局の住所を立命館大学法学部共同研究室にさせていただいたジェンダー法学会（二宮周平先生が初代事務局長でそのあとを私が引き継ぎました）につきましては、法学部共同研究室、法学アカデミーや法科大学院事務室をはじめ、学会関係書類の印刷や発送作業のお手伝いをしていただくなどの便宜も図っていただき、大変感謝しております。

おわりに

来年度以降も特任教授として現在担当しているのと同じ授業科目を担当させていただきますので、あまり「退職」という実感はありません。多分、４月以降、教授会や学内の委員会に出席しなくても良いという時間帯になって、「あぁ、退職したんだな」としみじみ思うのでしょう。

これまで私がなんとか教員としての責を果たして来られたことに対しまして、法学部・法科大学院の同僚の先生、職員の皆さまの様々なご支援、ご配慮に深い感謝の意を表しまして、この稿を閉じたいと思います。

どうもありがとうございました。

（まつもと　かつみ・民法）

Academic Activities

学会発表報告

日本刑法学会第 99 回大会でのワークショップを終えて

山口　直也　*YAMAGUCHI Naoya*

2021 年 5 月 29 日・30 日の両日、オンラインで開催された日本刑法学会第 99 回大会において、「神経法学と若年者の刑事裁判」というテーマでワークショップを持つことができたので、その概要を報告するとともに、現在、科研費（B）（新学術領域研究）を得て行っている「神経法学（Neurolaw）」研究の展望について紹介したい。

神経法学とは、脳科学・神経科学、医学、心理学の学問領域の知見を援用して、法理論及び法実務の発展を探求する新しい学際的学問領域であり、その対象は、認知機能と法的能力の関係、裁判手続における不法行為責任・刑事責任の認定など民事・刑事を問わない広い領域に及んでいる。特に刑事法学の領域の中では、2005 年以降、米国連邦最高裁判所が脳科学･神経科学の知見を引用しつつ、18 歳未満の少年犯罪者に対する死刑及び仮釈放なし終身刑が憲法修正 8 条に反するとの違憲判決を下したことを契機に研究が進展しつつある。

そこで当日のワークショップでは、特に、若年者の刑事裁判の量刑審理において、脳科学・神経科学に関わる専門家証言、fMRI 画像をはじめとする各種脳画像、データ等のいわゆる「神経科学証拠」がどのような役割を果たし得るのか。その可能性について検討することにした。現在の量刑判断においては、犯情（犯行態様、犯行動機、計画性、結果、共犯関係など）によって量刑の大枠が決定され、一般情状（被告人の年齢（特に若年性）、家庭環境、生活状況、前科前歴・生活史、被害弁償、謝罪努力など）は二次的な調整要素とされる傾向があるが、脳科学・神経科学の知見が示す若年者の脳の器質的・機能的未成熟性そのものが、残虐とされる犯行態様、了解不可能な犯行動機、悪質な計画性など裁判所の犯情評価に事態に影響を与え得るのか。これらの点の検討をワークショップの中心的な課題とした。

具体的には、（A）裁判員裁判における量刑判断が問題になった ASD（自閉症スペクトラム障害）の診断を受けた 21 歳の元自衛官による警察官殺害事件判決（富山地裁令和 3 年 3 月 5 日判決）及び（B）少年刑事裁判において処遇選択・量刑判断が問題になった 16 歳の少年による父親刺殺事件判決（横浜地裁平成 31 年 2 月 19 日判決）を題材にして、それぞれ、（A）ASD に関する神経科学・神経心理学の知見、若年性に関する知見の援用可能性、（B）若年性･虐待に関する神経科学･認知心理学の知見の援用可能性を、医学者・脳科学者、臨床心理学者の報告を含めて学際的検討を行った。

当日は、まず山口が趣旨説明をかねて神経法学という学問領域の概要を示したうえで、脳科学・神経科学の観点が米国少年司法、特に少年・若年者の刑事裁判に与えた影響について説明した。そのうえで、小池進介准教授（東京大学）に、医学者・脳科学者の立場か

ら思春期における脳の器質及び機能についてご報告いただき、参加者全員で若年者の脳の未成熟性の意味についての理解を共有した。続いて徳永光教授（獨協大学）には、科学的な実験結果、脳画像を含む各種の診断・検査結果、科学的知見などいわゆる科学的証拠を刑事裁判で用いることの諸問題を米国の状況も含めてご報告いただいた。そして、臨床心理学者である須藤明教授（駒沢女子大学）及び弁護士である安西敦弁護士（京都弁護士会）には、少年及び若年者の刑事裁判における情状立証上の課題について、それぞれ情状鑑定人及び弁護人の立場から、上記（A）（B）の刑事裁判例に即してご報告いただいた。

全体討論では、特に（A）事件における被告人のASDの特徴を刑事手続の中でどのように位置づけるべきなのかをめぐる議論が展開された。本件の公判前整理手続において整理された論点は、①本件が強盗殺人であるのか、それとも殺人及び窃盗であるのかという点、②被告人に刑事責任能力が認められるかという点の二点である。①については、結果として、強盗殺人ではなく、殺人及び窃盗が認定されたことで、最終的に死刑の求刑に対して無期懲役判決にとどまったとの見方が示された。この事実認定に関して強盗殺人とされなかった理由としては、被告人のASDの特性（共感力の欠如、見通しを立てるのが困難、興味・関心の集中、こだわりが強い）及び二次障害が犯行に大きく影響していることが裁判体に理解されたからであるとの分析が本事件関係者からも示された。もっとも、このようなASDに関する分析が事実認定に影響を与えることができたのは、本事件において弁護側が臨床心理学者に私的鑑定を依頼し、裁判所が証人尋問によりその結果を証拠として採用したからに他ならないことも説明がなされた。そのうえで、討論の中では、正式鑑定ならまだしも私的鑑定という限られた条件（アクリル板越しの面会）の中においては、神経科学証拠（脳画像診断、各種脳検査等）を取得することは困難であるともに、米国などとは違って専門家費用が公的に保障されない中での費用面での限界があることも問題点として指摘された。

時間上の制約から事例（B）についての検討が不十分のままでワークショップを終了せざるを得なかったが、若年者の刑事裁判において神経科学・脳科学の知見を援用することの意義及び現段階での限界について、参観者間で問題意識として共有できたものと思われる。

今回のワークショップを通じて、新しい法学研究領域である神経法学研究の道のりの険しさを改めて認識した次第である。

（やまぐち　なおや・刑事法）

Academic Activities

学会発表報告

2年越しのオンライン日本私法学会・学会報告を終えて

竹濵　修　TAKEHAMA Osamu

1．はじめに

日本私法学会のシンポジウム登板は、14年ぶりでした。前回は、2007年秋の「保険法改正」のシンポジウムで、法務省の法制審議会・保険法部会で幹事として保険法改正の審議に携わっている只中でした（その時の報告については、旬刊商事法務1808号および私法70号参照）。保険法は翌年5月末に無事に成立し、2010年4月に施行され、10年以上が経過しました。この間、民法･債権法･相続法等が次々と改正され、商法も2018年に改正されるなど、実体法だけでも保険法制定当時とは法律事情が大きく変動しています。また、保険分野も、AIやデジタル技術を活用した新たな動向を組み入れた保険商品の開発、少子高齢化や自動運転技術の進化の影響を大きく受けています。

今回のシンポジウムは、この10年間に、法律や社会・経済の変動とともに、保険法がどのような影響を受け、理論的課題を有することになっているかを明らかにすることが大きな目的になっています。私の報告は、下記の通り、民法・債権法・相続法の改正との関係から実際に問題になりうる3つの論点を取り上げることにしました。

2．２年越し開催の経緯

日本私法学会第84回大会のミニ・シンポジウム「保険法施行10年 — 理論的課題と展望」の報告をお引受けしたのは、2年以上前でした。当時は2020年秋に大阪大学において本シンポジウムが開催される計画でした。しかし、コロナ禍のため、日本私法学会の大会開催自体が延期されることになり、ようやく本年10月10日（日）にオンラインでのシンポジウム実施となりました。本学会は、法律学系の学会の中では､最も規模が大きく、2000名を超える会員数があり、リアルに人を集めて開催することがコロナ禍にあっては困難でした。

今年の本学会の大会も、個別報告を含めてすべてオンライン開催となり、他の3つのシンポジウムは、報告の事前録画の配信を視聴し、大会当日は、その視聴や配布の報告論文を読んだうえでの事前質問に報告者が回答する形が採られました。これは、学会におけるその場の応答の緊張感がなく、内容は別にしても、やや面白みが不足していたのではないかとの会員の感想も聞きました。

これに対して、ミニ・シンポジウムは、3時間という限られた時間でしたが、4人の報告者とコメンテーターがオンラインではあっても、ライブで報告し、コメントを受け、その他会員との質疑も行うという可能な限りリアルに近い形が採られました。こちらの方が参加されている会員には好評価のようでした。

3．ミニ・シンポジウム概要

山下典孝・青山学院大学教授の司会で、私の報告担当テーマは「民法改正の保険契約への影響 — 無催告失効条項、継続保険契約の質権設定、配偶者居住権の被保険利益について」でした。続いて、本学から村田敏一教授

が「保険契約の類型論と規律の性質」を報告され、山下徹哉・京都大学教授が「傷害保険契約における傷害概念と免責条項をめぐる諸問題 — 偶然性と外来性の立証責任を中心に」をテーマとし、最後に、嶋寺基・弁護士（大江橋法律事務所）が「実務家から見た保険法解釈の問題」と題して報告されました。これらの報告に対して、山下友信・同志社大学教授がコメンテーターを務めらましれた。

各報告は、先に 2020 年 10 月～ 11 月の「旬刊商事法務」誌（2243 号～ 2246 号）上に掲載されたもので、若干のアップデートを加えたものでした。

当日は、嶋寺弁護士の所属される大江橋法律事務所のご厚意により、同事務所の東京オフィスと大阪オフィスのいくつかのお部屋や機器をご提供頂き、東京に山下典孝教授、嶋寺弁護士、山下友信教授が参集され、大阪に村田教授、山下徹哉教授、私が入り、両方から私法学会メンバーに本シンポジウムが配信されました。ライブ感覚満載の二元同時生中継で、質疑も当日のその場で質問が入るなどビビッドな印象でした。これならば、リアルな学会シンポジウムとそれほど大きな懸隔はないのではないかと思わせる雰囲気でした。その点で、本シンポジウムは成功と言って差し支えないように思いました。大江橋法律事務所の皆様に改めて厚くお礼を申し上げたいと思います。

4．報告内容

私の報告内容の詳細は、旬刊商事法務 2243 号 9 ～ 21 頁をご覧下さい。無催告失効条項は、生命保険契約など長期間継続する保険契約において支払期月中に支払うべき第 2 回目以降の保険料の不払いが連続したときに、1 か月等の支払猶予期間を経過すると自動的に猶予期間の終了日の翌日から契約が失効する旨を定める条項のことをいいます。これは保険契約者にとって厳しい面と保護されている面があり、最高裁は保険者が適切に保険料払込みの督促を行う態勢を整えて実務運用しているときは、有効であると判示しました。これが民法改正を受けてなお維持できるかどうかを検討し、私見は肯定的立場を取りました。

次に、火災保険契約の保険金請求権に質権が設定された場合に、その質権は、当初の保険契約が終了した後も、後続の保険契約に同様に存続し得るのか否かにつき、将来債権の質入れが可能になった民法改正を受けて、肯定的に解釈する主張をしました。

最後に、配偶者居住権という新しい権利が、被保険利益はあるとしても、火災保険契約において適切に保険保護を与えられるのかを検討し、現状ではかなり難しく工夫を要する旨を述べています。

これら以外にも、多々検討すべき課題はありますが、それらは、別途、研究していきたいと考えています。

（たけはま　おさむ・商法）

Presentation

海外講演

IPSA 26th World Congress of Political Science での報告を終えて

柳　至　*YANAGI Itaru*

2021 年 7 月に国際学会における報告を初めて行ったが、イレギュラーなことが多かった。報告を行った学会は International Political Science Association（IPSA）であり、そこで "Does the Provision of Public Services by Nonprofit Organizations Enhance Nonprofit Advocacy?" と題した報告をオンラインで行った。本報告のペーパーは小橋洋平先生（株式会社わたしは）、ロバート・ペッカネン先生（ワシントン大学）、辻中豊先生（東海大学）との共著である。

報告を行った共同研究は、前任校勤務時のワシントン大学での在外研究をきっかけに始まり、この報告もペッカネン先生から報告をしてみないかと提案されたことがきっかけであった。IPSA の第 26 回研究大会は、もともとは 2020 年 7 月にポルトガルのリスボンで開催される予定であった。ペッカネン先生からは IPSA 以外にモントリオールで開催予定であった International Society for Third-Sector Research（ISTR）や、インディアナポリスで開催予定であった Association for Research on Nonprofit Organizations and Voluntary Action（ARNOVA）の研究大会も提案されたものの、書店の海外旅行ガイドブックコーナー等における検討の結果、IPSA に申請することになった。そして、めでたく報告が許可されたところまでは順調であり、リスボンでの報告を楽しみにしていた。

しかし、コロナ禍の影響により、大会の開催は 1 年延期となり、さらにはオンライン開催となってしまった。その間に、報告予定であったペーパーは ISTR のオフィシャルジャーナルである VOLUNTAS: International Journal of Voluntary and Nonprofit Organizations に掲載されることになり、すでにジャーナルに掲載されたペーパーを報告することになった。

このペーパーは、NPO の公共サービス提供とアドボカシー活動の関係性を明らかにしている。公共サービスの新たな担い手として、NPO などの市民社会組織が期待されている。他方で、NPO には、政府の意思決定に影響を及ぼそうとするアドボカシーも期待されている。先行研究では、NPO が政府からの資金を受け取ることが NPO のアドボカシーにネガティブな影響を与えるかという点が大きな論点となっていたが、政府からの資金の受け取りと公共サービスの提供を同一視していた。これに対して、このペーパーでは、政府資金の受け取りと公共サービスの提供を区別して分析し、公共サービスの提供自体がアドボカシーに与える影響について、日本、韓国、フィリピン、アメリカの NPO を対象として計量的に分析した。分析の結果、公共サービスは、政府の資金提供とは独立して、NPO のアドボカシーを活性化させていたことと、先行研究で取り上げられていたアメリカだけでなく、日本、韓国、フィリピンでも、公共サービスの提供がアドボカシー活動にポジティブな効果を与えていたことを明らかにしている。

オンライン開催となったことによってモチベーションが下がったものの、せっかくの機会なので報告する気であった。しかし、オンライン開催になったことによって報告を取り下げることになった方が同じパネルにいたこともあり、パネルが消えそうになってしまった。そのため、代わりに報告してくれる方を新たに加えてパネルを維持するといったドタバタがあった。

報告当日もドタバタしており、報告時間になっても、討論者の先生が現れないという事態が生じた。どうも時差の関係で開催時間を勘違いされていたようで、オンライン開催ならではのハプニングであった。討論者の先生と連絡は取れたものの、すぐに参加することは難しいということで、報告者同士でコメントを出し合って何とか無事に終了した。

というわけで、私にとっては初めての国際学会だったのだが、イレギュラーなことが多かった。また、オンラインだとどうも国際学会に出たという感じにはならないなという印象であった。学会報告が終わって 2 時間後に衣笠キャンパスでゼミをするというのはオンライン開催ならではのメリット（？）であったが、現地開催であれば報告者たちでジンジーニャでも飲んでいたところなのにという気もする。今度こそは現地で報告をしてみたい。IPSA の第 27 回研究大会は 2023 年にアルゼンチンのブエノスアイレスで開催予定だが、果たして参加できるだろうか。

（やなぎ　いたる・行政学、地方自治論）

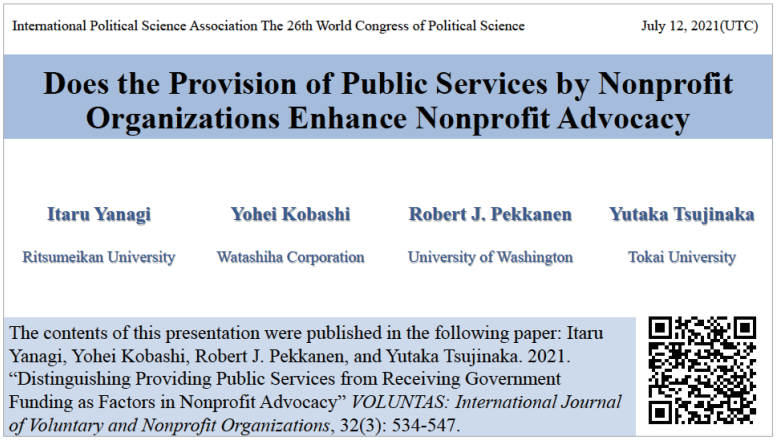
International Political Science Association The 26th World Congress of Political Science July 12, 2021(UTC)

Does the Provision of Public Services by Nonprofit Organizations Enhance Nonprofit Advocacy

Itaru Yanagi — Ritsumeikan University
Yohei Kobashi — Watashiha Corporation
Robert J. Pekkanen — University of Washington
Yutaka Tsujinaka — Tokai University

The contents of this presentation were published in the following paper: Itaru Yanagi, Yohei Kobashi, Robert J. Pekkanen, and Yutaka Tsujinaka. 2021. "Distinguishing Providing Public Services from Receiving Government Funding as Factors in Nonprofit Advocacy" *VOLUNTAS: International Journal of Voluntary and Nonprofit Organizations*, 32(3): 534-547.

IPSA 報告資料冒頭

My Book

自著紹介

自著紹介　株主平等原則と株主権の動態

村田　敏一　*MURATA Toshikazu*

立命館大学法学叢書第 23 号
『株主平等原則と株主権の動態』
村田敏一著　法律文化社
2021 年 11 月　￥6,160（税込）

この度、立命館大学法学叢書第２３号として、『株主平等原則と株主権の動態』（法律文化社・２０２１年１１月）を刊行することができた。

著者は、平成１６年から同１７年にかけて敵対的買収防衛策のあり方を中心に議論がなされた企業価値研究会（経済産業省）の委員を務めたが、その同じ時期には、会社法の立法過程が最終局面を迎えるとともに、ニッポン放送事件などの敵対的買収事案が世間を騒がせていた。敵対的買収防衛策の核心は、何らかの形で、現経営陣に敵対的な株主を差別的に扱うことに帰結するため、株主平等原則との抵触回避がポイントとなる。そこで、本学ロースクールに転じた後、最初の研究テーマとして、株主平等原則の理論的研究を選択した。ロースクール１年目には、ブルドックソース事件が生じた。その後、このテーマは、やればやるほど奥が深く、一筋縄ではいかないことが分かってきた。

本論文集は、平成１７年会社法で明文規定化された株主平等原則に関する一般規定（会社法１０９条）の解釈問題を中心として、近時のわが国における株主権の行使を巡る諸問題につきその動的側面に重点を置いて論じるものである。また、あわせて、会社法を含む商事法の解釈方法論についての論考も収めている。

第１部では、株主平等原則についての解釈問題を扱う。株主平等原則に関する一般規定である会社法１０９条の規定ぶりが抽象的であることもあり、同原則が判例・学説上の原則に止まっていた旧商法下にもまして、その具体的な意義や解釈については振幅の大きな議論が展開されてきた。換言すれば、各論者のいわば会社法観を反映する鏡のような役割を果たしてきたものともいえる。本著では、会社法における一般条項（同法１０９条１項）の解釈は、個別条項（たとえば、株主配当）の優先適用と、文言上の制約という二重の縛りを受け、その解釈余地は狭まるものと論じ

る。「株式の内容及び数に応じて」の解釈が課題となるが、内容とは、種類株式の内容（同法１０８条）を意味し、数に応じては、株式数に正比例してとの意味と解される。個別の株主権につき逐一検討を加えていくと、一般条項（同法１０９条１項）が固有に働く領域は、株主の財産権的（経済的）権利に限局されるものといえる（以上、１章、２章）。一方で、同法１０９条２項は、非公開会社における株主の属人的定めにつき規定し、有限会社法の規律を一定の修正のうえで継受したものであるが、株主の権利を縮減する場合には、当該株主の同意があることが法の一般原則であり、会社法の下でも当該一般原則は妥当するものと解され、属人的定めの定款規定により一部の株主の権利を縮減するには株主総会の特殊決議では足りず、全株主（または権利縮減される株主）の同意が必要と解される（以上、４章）。

第２部では、株主権に関連して、①財源規制に違反した株式会社の剰余金配当等の規整と、②株主への利益供与の解釈問題を取り上げる。ともに実務上も重要な規律であるが、いまだに解釈上の対立点も多い。①については、財源規制に違反した剰余金配当等の効力につき有効説と無効説の対立が見られるが、有効説の本質は、民法上の不当利得返還請求権の適用を排除し、会社法の規律を専一的に適用することにより一律簡明な処理を行うための技術的要請に求められることを明らかにする（以上、１章）。②については、近時の総会屋以外への利益供与事例の発生により、実務上の関心が高まっている。本論考では、財産上の利益概念につき再検討すること等を通じ、刑事罰と民事効の不整合等につき指摘する。

第３部では、機関投資家の議決権行使とソフトローであるスチュワードシップ・コードの関係について論じる。わが国や英米における上場企業のコーポレートガバナンス論は、― 株主権との関連では ― 敵対的なものを含む企業買収による経営者の規律付けから、存在感を増す機関投資家の議決権行使を通じた経営者の規律付けへとその主軸を推移させてきた。上からのソフトローであるスチュワードシップ・コードの意義と限界につき、英国との比較を通じて論じる。また、英国と日本における同コードの再改訂につき、その内容を ― サステナビリティ重視の側面を含めて ― 比較し、同コードのあり方につき将来展望する。

第４部では、商事法の解釈方法論につき論じる。商事法の範域では、商人の予見可能性・法的安定性を重視する観点から、文言解釈が重視されるべきものとし、同一の法律では同一の文言は同一に解されるべきという法概念の統一性の要請につき、具体例をあげて検討する。実質的意義における商法の本質論としては、商法企業法論と商的色彩論が知られる。商的色彩論の主唱者である田中耕太郎博士の所論の分析を通じて、その今日的意義につき検討を加える。集団性と個性の喪失（商的色彩）を最大の特色とする商事法の範域では、その解釈に当たっても、客観的な文言に基づく文理解釈が重視されるべきものと論じる。

本著を読み返してみて、改めて、会社法や保険法の単行法化と規律の現代化に代表される商事法の大立法時代に、その研究に携われた幸せを噛みしめているところである。

（むらた　としかず・商法）

Ceremony

授与式報告

2021 年度・第 16 回平井嘉一郎研究奨励賞授与式

2021 年度（第 16 回）平井嘉一郎研究奨励賞授与式が、2021 年 9 月 17 日（金）に行われた。同賞は、ニチコン株式会社創業者で本学法学部卒業生（昭和 15 年卒）の故平井嘉一郎氏のご遺志に基づき、ご令室の平井信子様のご厚意により 2006 年に創設されたものである。同賞の目的は、本学の法学研究科および法務研究科（法科大学院）において優秀な成績を修め、今後の活躍が期待される大学院生を表彰し、国内外で貢献する人材を育成することである。

従来は４月の授賞者選考および５月の授与式開催を通例としていたが、４月 23 日に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されたため、開催を見合わせていた。宣言解除の時期が見通せないこともあり、約４か月遅れで授与式を開催した次第である。授与式は存心館 ZS205 教室を会場としつつ、オンラインを併用した形態となった。また感染状況に鑑み、法学研究科および法務研究科の関係者のみで執り行った。コロナ禍のためやむを得ないものの、平井信子様のご来駕がかなわなかった点は残念だった。

本年度は、秋山英輝氏（博士課程前期課程法政リサーチ・コース１回生）、井上智陽氏（博士課程前期課程法政リサーチ・コース２回生）、小室愛莉奈氏（博士課程前期課程公務行政コース２回生）、細田秀翔氏（法務研究科法曹養成専攻専門職学位課程２回生）、および岡祐里奈氏（法務研究科法曹養成専攻専門職学位課程２回生）の５名が授賞した。

授与式は山田希法学部副学部長（大学院担当）の司会で進められた。まず樋爪誠法学部長から祝辞が述べられ、賞状および目録が授与された（オンラインで参加した受賞者には後日送付された）。次に法学研究科長から受賞者の紹介と選考理由の報告がなされた。続いて各受賞者から御礼の挨拶と今後の抱負が語られた。最後に和田真一法務研究科長より閉式の挨拶がなされ、記念写真を撮影して閉会した。オンライン参加者も写るように工夫した写真撮影であった。

（法学研究科長　品谷篤哉）

Ceremony

授与式報告

2021 年度・第 19 回天野和夫賞授与式

2021 年 12 月 14 日（火）、立命館大学衣笠キャンパス存心館応接室にて、2021 年度・第 19 回天野和夫賞授与式が開催された。同賞は、元立命館大学総長・学長の故天野和夫先生のご令室・天野芳子様からのご寄付により 2003 年に創設されたものである。同賞の目的は、法の基礎理論研究において優れた研究により学会に貢献した若手の研究者を表彰し、その研究を奨励することである。

授与式は新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、列席者の人数を制限して簡素かつ少人数で催された。コロナ禍のためやむを得ないものの、天野芳子様のご来駕がかなわなかった点は残念だった。

今回は、法の基礎理論研究において優れた研究をもって学会に貢献した若手研究者として、『「法と経済学」の揺籃』（成文堂、2021 年３月）を著した菊地諒氏（立命館大学法学部准教授）が受賞した。

授与式は、山田希法学部副学部長（大学院担当）の司会により進められた。はじめに同副学部長より本賞について説明がなされ、次に樋爪誠法学部長より受賞者に賞状と副賞が授与された。続いて選考委員長（法学研究科長）から祝辞および受賞理由が、また受賞者からは受賞に対する謝辞が述べられた。最後に、存心館に掲げられている天野芳子様お写真の前にて、受賞者を囲んで集合写真を撮影し、和やかに終了した。

（法学研究科長　品谷篤哉）

Departure 出発

岐 路

佐竹　宏章　*SATAKE Hiroyuki*

2021 年 4 月より、青山学院大学法学部に助教として着任いたしました。昨年は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のまん延に伴い、大学に行く機会がほとんどなく、法学部や大学院でお世話になった先生方にご挨拶をせずに、東京へと出立してしまいました。この場を借りてお詫び申し上げます。

私は、立命館大学で、学生・院生・研究職員として約 16 年間過ごさせていただきました（2005 年 4 月に立命館大学法学部に入学してから、大学院法務研究科、大学院法学研究科博士課程前期課程・博士課程後期課程に進学し、2019 年 3 月に博士課程後期課程を修了しました。また、2019 年 4 月から 2021 年 3 月までは、立命館大学衣笠総合研究機構の専門研究員として勤務しておりました）。移籍して半年以上たつと、先生方にご指導いただいた時間や、以前に院生研究室があった学而館や現在の院生研究室がある究論館で研究に勤しんだり、先輩や後輩などと談笑したりした時間、その背景にあった四季を感じることができる衣笠キャンパスの情景などを非常に懐かしく思います。

博士前期課程・博士後期課程の指導教員である安達光治先生とのご縁は、私が立命館大学に入学した年に 1 回生配当の基礎演習をご担当いただいた時からになります。安達先生は、私が大学に入学した 2005 年 4 月に立命館大学に助教授（当時）としてお戻りになられたので、年齢的には今の私よりも若かったと思いますが、泰然自若として授業を進めていた印象があります。私は、安達先生がご担当される授業として、基礎演習以外にも、刑法総論や、ゼミ（演習、卒業研究）を受講しました。講義では学説や判例に関して懇切丁寧に教えていただき、ゼミではグループ報告前などには熱心にご指導いただいたり、個別に進路相談に乗っていただいたりしました。私にとっての最初の大学教員像が安達先生であり、今後も安達先生の教員としての立ち振る舞いを模範にして、講義やゼミでの教育活動に励んでいければと思います。

もう一人の恩師である松宮孝明先生には、大学院法務研究科、大学院法学研究科博士前期課程・博士後期課程などでご指導を賜り、2019 年 4 月からは専門研究員の受入教員も

お引き受けいただきました。松宮先生には、文献講読での鋭い分析や、研究会における議論の整理や厳しいながらも的確な質問などを通して、研究者の在り方を教わりました。

立命館大学の先生方には長きにわたり大変お世話になりました。とりわけ、博士論文の審査において副査をご担当いただいた嘉門優先生、中谷崇先生に感謝申し上げます。また、大学院法務研究科の授業などをご担当いただき、現在も刑法読書会や経済刑法研究会でお世話になっております浅田和茂先生、博士前期課程で刑事訴訟法や外国書講読をご担当いただいた高田昭正先生、渕野貴生先生、西洋法史をご担当いただいた高橋直人先生、さらに学内の研究会などでお世話になりました久岡康成先生、生田勝義先生、山口直也先生、本田稔先生、大下英希先生、森久智江先生に感謝申し上げます。

諸先生方からの教えを糧にして、今後も研究や教育に精進してまいります。

（さたけ　ひろゆき・刑法）

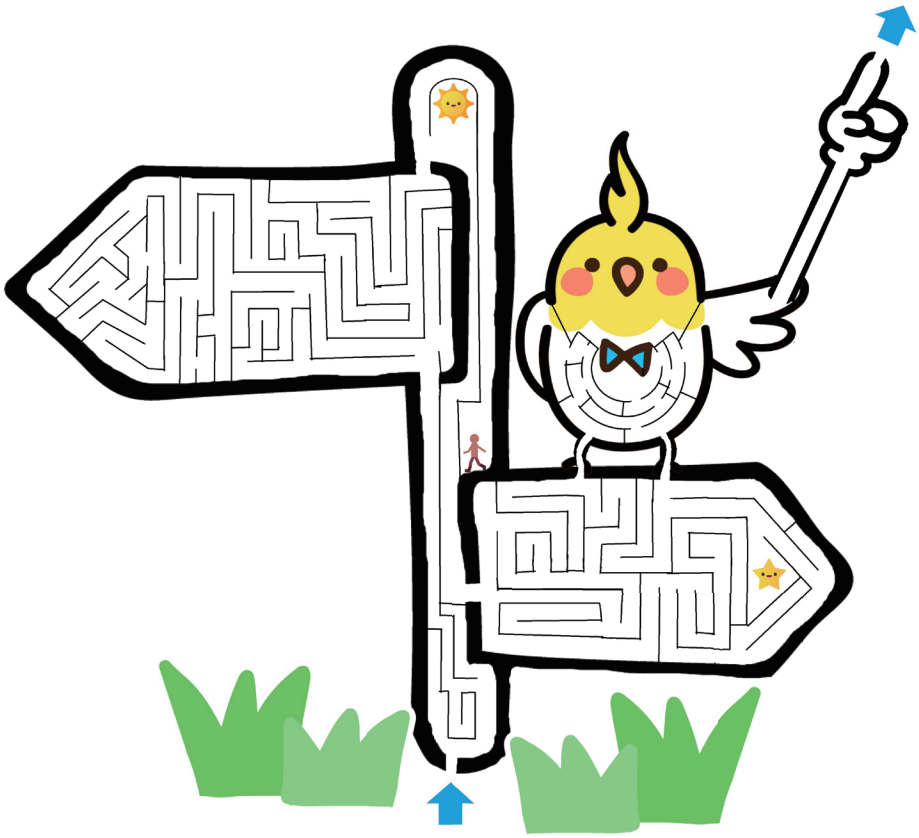

Study Group

研究会

2021 年 6 月～ 2022 年 1 月

■法学部定例研究会：

21 年　6 月　5 日　商法研究会：千手崇史氏「アメリカ会社法における株主の会社に対する帳簿・書類開示請求権―制度の概要と重要な判例―」、品谷篤哉氏「相場操縦者の実質的同一性と PTS 取引による相場操縦（東京高判令和 2・7・10 金融・商事判例 1604 号 32 頁）」

21 年　6 月 25 日　博士論文公聴会：鴻上喜芳氏「一般賠償責任保険の諸課題 CGL・保険危機の示唆と約款標準化」

21 年　7 月　3 日　商法研究会：島田志帆氏「原始株主の株主名簿記載請求権（東京高裁令和元年 11 月 20 日判決金判 1584 号 26 頁）」、小野里光広氏「イギリス版ビジネス・ジャッジメント・ルールは存在しないのか」

21 年　8 月　4 日　ランチタイム法政研究会：菊地諒氏「アメリカ法思想史の再検討―リアリズム法学を中心に―」

21 年　9 月　4 日　商法研究会：山田泰弘氏「少数株主による株主総会招集許可申立て（東京高決（令和 2）年 11 月 10 日金融・商事判例 1608 号 46 頁）」、藤嶋肇氏「否決された株主総会決議の積極的決議確認の訴えに関する検討―ドイツ株式法上の議論を参考にして―」

21 年　9 月 17 日　日独交流 160 周年記念オンラインシンポジウム：Hanns Prütting 氏「Digitalisierung im Zivilprozess unter den Aspekten von Demokratie, Rechtsstaat und Menschenrechten」

21 年 10 月 11 日　第 1 回政治学研究会：村上剛氏「民族的マイノリティに関する政策選好と投票行動」

21 年 10 月 14 日　第 1 回法政外国語研究会：中西千香氏「現代中国語の前置詞と中国語教育」

21 年 10 月 15 日　第 1 回民事法研究会：清水円香氏「フランスの結合企業法制／新株発行の秘匿と既存株主の救済」

21 年 10 月 18 日　第 2 回法政外国語研究会：安保寛尚氏「アフロキューバ詩と音楽からの研究展開および教育実践について」

21 年 11 月　6 日　商法研究会：高橋慶親氏「近頃の資金調達事情と最新トラブル」、清水円香氏「少数株主権行使阻止または特別決議否決阻止目的の新株発行と不公正発行該当性」

21 年 11 月 19 日　第 2 回民事法研究会：迎華実氏「土地所有権の放棄について～所有者不明土地問題を出発点として～」、小室愛莉奈氏「説明義務の再構成―自己決定権の観点から―」、久保ゆりな氏「契約締結過程における説明義務違反に関する一考察―フランチャイズ契約を中心に―」、QU Miao 氏「中国における代理懐胎の法的問題―日本と中国の比較を通じて―」、笹川遥平氏「建設アスベスト訴訟における共同不法行為論について」、杉村拓哉氏「渉外事件における外国訴訟の考慮」

21 年 12 月　1 日　第 1 回公法研究会：井上智陽氏「人権の私人間効力論における『実体』問題の解決に向けて」

21 年 12 月　2 日　第 2 回公法研究会：牧野翔氏「税務調査における事前通知の違法は処分の違法を構成するのか」

21 年 12 月　2 日　第 3 回公法研究会：中辻翔太氏「欧州人権裁判所におけるコンセンサス理論の意義と限界」

21 年 12 月　4 日　商法研究会：村田敏一氏「株式会社における機関権限分配秩序論とその諸相―解釈論―」、牛丸達夫氏「個人情報漏えいと企業の法的責任～米国の議論を参考に～」

21 年 12 月　7 日　第 1 回税法研究会：菊田実氏「所得税法 183 条 1 項の源泉徴収義務における『支払』概念の再検討」、脇坂美歌氏「税法における住所概念及びその判断のあり方の再検討―役員の多国間の移動に関する東京高判令和元年 11 月 27 日をふまえて―」、矢傳紘史氏「組織再編税制事案における租税回避行為の否認の在り方―判例及び裁判例の検討を中心に―」

21 年 12 月　8 日　第 1 回刑事法研究会：FANG Muyun 氏「「あおり運転」等の妨害運転による停車強制と危険運転致死傷罪」

22 年　1 月　8 日　商法研究会：山田拓広氏「会社役員賠償責任保険契約における免責条項（法令に違反することを被保険者が認識しながら［認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含む］行った行為）を適用した事例に関する考察（東京高判令和 2 年 12 月 17 日金判 1628 号 12 頁）」、土岐孝宏氏「地震保険制度について」

22 年　1 月　8 日　オンライン講習会：Michael Reiterer 氏「The primacy of EU law over national law: Rule of law contested - the Case of the Polish Constitutional Court」

RITSUMEIKAN

立命館ロー・ニューズレター
第 92 号（2022 年 2 月）
編集：立命館大学法学会
ニューズレター編集委員会（法学部研究委員会）
発行：立命館大学法学会
〒 603-8577　京都市北区等持院北町 56-1
TEL：075-465-8177
FAX：075-465-8294
URL：http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/newsletterindex.htm